

SUBARUタイヤパンク保証約款

本約款は、特約店(第1条にて定義)が加入者(第1条にて定義)に対して提供する本サービス(第1条にて定義)に関して、下記のとおり定めます。尚、本約款記載の金額は全て税込ものとします。

第1条【定義】

本約款において利用する用語の意義は、次に定めるとおりとします。

- ① 特約店:株式会社SUBARUが車両の販売を許した法人(特約店、販売店等その名称を問いません。)であって、本サービスに関する契約当事者となるもの
- ② 加入者:本約款に基づき本サービスの利用に関して特約店との間で契約が成立した者
- ③ 本サービス:本サービスの申込み時にご購入いただいた加入対象タイヤにタイヤパンク・タイヤバーストが発生した場合、4本すべてのタイヤを新品タイヤに交換することを保証する有償アフターサービス商品
- ④ 加入対象タイヤ:特約店にて購入いただいた車両に装着してあるタイヤ4本(4本全て1.6mm以上の残溝があり、加入時にタイヤパンク修理がないもの)と、特約店にて購入し装着いただいた新品タイヤ4本セットの総称
- ⑤ 古タイヤ:タイヤパンク・タイヤバーストした加入対象タイヤを含む、本サービス提供時に車両に装着されているすべてのタイヤ
- ⑥ 事故:日本国内において発生した、第三者によらぬ偶然発生した加入対象タイヤの損傷又は第三者による偶然又は人的行為により発生した加入対象タイヤの損傷
- ⑦ タイヤパンク・タイヤバースト:タイヤに空いたごく小さい穴もしくは亀裂、リムとタイヤビートの間からの空気漏れ、その他の原因により、タイヤから徐々に空気が抜けていく状態。ただし、通常のタイヤの使用環境下における損耗、経年変化もしくは整備不良による場合、ホイール等のタイヤを構成する部品が原因となる場合、又はタイヤに損傷が見られず原因が不明な場合を除きます。

第2条【本サービスの内容】

- (1)特約店は、第3条に定める本サービスの保証期間内に、事故により加入対象タイヤにタイヤパンク・タイヤバーストが発生した場合において、加入者が、当該タイヤパンク・タイヤバーストの発生日から30日以内に加入時にお渡しする保証書を特約店に対して提出した上で、当該タイヤパンク・タイヤバーストが発生した旨の申告を行い、かつ、特約店が当該タイヤパンク・タイヤバーストの発生を認めるときに、加入者に対して本サービスを提供します。ただし、加入者が、本サービスにより交換の対象となる加入対象タイヤについて、修理(タイヤの交換を含みます。ただし、緊急時用のタイヤへの交換等の応急処置を除きます。)をした場合は、本サービスの対象外となるものとします。
- (2)本サービスは、車両に装着されている加入対象タイヤにタイヤパンク・タイヤバーストが生じた場合に適用されるものとし、加入対象タイヤを交換した場合には、当該交換後のタイヤにタイヤパンク・タイヤバーストが生じたときであっても、本サービスの対象外となります。ただし、冬季にスタッドレスタイヤ等に交換し、シーズンオフに改めて加入対象タイヤに戻した場合等、一時的に別タイヤを使用し、その後、加入対象タイヤへ交換した場合は保証の対象となります。なお、これによる本サービスの保証期間に変更は生じません。
- (3)加入者が本サービスの適用を受けるときは、タイヤパンク・タイヤバーストが発生していないタイヤを含む4本の加入対象タイヤをすべて新品タイヤに交換することを必須とし、一部のタイヤのみを交換することは認められないものとします。
- (4)特約店は、特約店が定める古タイヤの処分費用及びこれにかかる消費税等相当額を申し受けます。
- (5)本サービスは、加入対象タイヤにタイヤパンク・タイヤバーストが生じた場合に、4本のタイヤを新品タイヤに交換することを保証するものであり、それ以外の損害(例えば、ホイールの損害等)や諸費用(車両移動費・交換部品代金等を含みますがそれに限りません。)については、保証対象外となります。また、加入者は、本サービス加入時に、保証額の上限について2万円(10万円、20万円)のうち1つを選択することができます。交換する新品タイヤの代金及び当該新品タイヤへの交換工賃の合計額が、加入者が選択した上限額を超える場合には、当該を超える部分は加入者負担となります。
- (6)本サービスは、新品タイヤへの交換にて実施するものであり、加入者に対する金銭の交付は行いません。また、交換する新品タイヤの代金及び当該新品タイヤへの交換工賃の合計額が、加入者が選択した上限額を下回る場合でも、当該差額につき、加入者に対する金銭の交付は行いません。
- (7)本サービスにおいて交換する新品タイヤのグレードは、タイヤパンク・タイヤバーストの損傷が発生したタイヤと同水準以下のグレード(特約店の社内基準に拠ります。)とします。
- (8)本サービスの提供と引き換えに古タイヤの所有権は、加入者から特約店、又は株式会社SUBARUが車両の販売を許した法人のうち特約店が本サービスの提供の委託先として指定する法人(以下、総称して「特約店等」といいます。)へ移転し、特約店等はこれを処分します。ただし、処分にかかる費用は、本条第4項に基づき加入者負担とします。
- (9)本サービスは、特約店が提供する修理・整備等とは別のサービスであり、車両本体の性能や機能等を保証するものではありません。

第3条【本サービスの保証期間、提供回数ならびに終了事項】

- (1)加入者は、本サービス加入時に、本サービスの保証期間について3つ(12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月)のうち1つを選択することができます。保証期間満了をもって本サービスは終了し、保証期間を超えて本サービスをご利用いただくことはできません。
- (2)加入者は、本サービスの保証期間中において、加入対象タイヤのタイヤパンク・タイヤバーストに1回に限り、本サービスを受けることができるものとし、本サービスの提供を受けた時点で本サービスは終了します。
- (3)本サービスの対象となる加入者が第三者への車両売却、車両譲渡を行い、車両の名称変更が発生した場合は、その時点で本サービスの提供は終了します。ただし、特約店が認めた加入者の家族(加入者と同居し、加入者の配偶者又は2親等以内の親族に限ります。)間における車両の名称変更の場合については、本条第1項の保証期間内に限り、本サービスを継続します。
- (4)本条第1項乃至第3項に定める本サービスの終了事項に該当した場合、本サービスの残存期間、本サービスの利用の有無にかかわらず、いかなる事由においても返金はできません。

第4条【料金】

本サービスの料金は、表面記載のとおりとします。

第5条【本サービスの提供にかかるルール】

- (1)加入者は、新品タイヤに交換の際は、次の各号に従い、本サービスの提供を受けるものとします。
 - ① 新品タイヤの交換を行う場所は、特約店内のサービス工場とします。
 - ② 加入者が、新品タイヤの交換に用いるためのタイヤを特約店等に提供した場合であっても、特約店は、当該タイヤの代金を加入者に対して支払いません。
 - ③ 第三者による偶然又は人的な行為により発生したタイヤパンク・タイヤバーストの場合は、被害届受理番号の提出を必須とします。ただし、被害届を提出しようとしたにもかかわらず受理されない場合はこの限りではありません。
- (2)次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの保証期間中であっても、本サービスの提供を受けることができません。
 - ① 加入者が特約店に申し出ることなく、自ら新品タイヤへの交換を行った場合
 - ② 加入者(第3条第3項で特約店が認めた加入者の家族を含みます。)以外の者から本サービス提供の請求がなされた場合
 - ③ 加入対象タイヤのうち1本でもタイヤの残溝が1.6mm未満になった場合
 - ④ 加入者が本サービスの対象となるタイヤパンク・タイヤバーストに対し、車両保険を利用する場合
 - ⑤ 加入者が本サービスの対象となるタイヤパンク・タイヤバーストに対し、第三者からの賠償により補償される場合
- (3)直接・間接を問わず、次の事由によって生じた加入対象タイヤのタイヤパンク・タイヤバーストについては、本サービス

提供期間中であっても、本サービスの提供を受けることができません。

- ① 加入者又は加入者の許可を得ず車両を運転した者の故意もしくは重大な過失又は法令違反
 - ② 地震、噴火又は津波
 - ③ 核燃料物質(使用済み核燃料を含みます。以下同様。)もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故
 - ④ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似的暴動
 - ⑤ 国又は公権力の行使
 - ⑥ 車両の取扱説明書等に示す方法及び異なる車両の使用、限度を超える過酷な使用(レース・ラリー等の過酷な走行、エンジンの過回転、荷物の過積載等)、不適切な車両又はタイヤの保管
 - ⑦ 法令等で禁止されているにもかかわらず車両に定義又は装着されている物に起因して生じた現象
 - ⑧ 偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的又は機械的な現象
 - ⑨ 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象
- (4)本条第2項・第3項のいずれかの事由に該当する場合において、加入者が虚偽の申告その他の不正な手段によって本サービスの提供を受けたときは、特約店は加入者に対して、特約店に生じた損害の賠償を請求します。

第6条【個人情報の収集・保有・使用】

- (1)加入者は、特約店が以下の目的のため、加入者の氏名、納車日、対象自動車の登録番号・車台番号、加入対象タイヤの製造番号、本サービス加入日、保証書情報、本サービス実施記録などの個人情報(以下「個人情報」といいます)を収集、保有および使用することに同意します。
 - ① 本サービス引受けの判断、引受け及び本サービス履行のため
 - ② 定期点検、車検などのサービスについて、郵便、電話、電子メールなどの方法によりご案内するため
 - ③ 自動車、部用品、サービス商品、保険、クレジットカードなど特約店において取扱う商品、サービスあるいは各種イベント・キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法によりご案内するため
 - ④ 商品の企画・開発あるいは顧客満足度向上策検討の為、アンケート調査を実施するため
- (2)加入者は、特約店が本サービスに関する事務処理に第三者に業務委託する場合には、特約店が保護措置を講じた上で、個人情報を当該業務委託先に取扱いを委託することに同意します。

第7条【個人情報の共同利用】

- (1)特約店は、第6条第1項の目的の円滑な遂行に伴う業務の効率化を図るために、個人情報並びに本サービス加入日、定期点検、車検・保証修理等のサービス実施日・実施記録、車両の車名・型式などの情報を、株式会社SUBARU、スバルファイナンス株式会社及び本サービスに関する契約当事者となる特約店以外の株式会社SUBARUが車両の販売を許した法人(SUBARU特約店、販売店等)との間で共同して利用します。また、本項に定める共同利用に関する個人情報の管理責任者は特約店とします。
- (2)特約店は、第6条第1項の目的の円滑な遂行に伴う業務の効率化を図るために、個人情報を損害保険ジャパン株式会社及び株式会社プライムアシスタンスとの間で共同して利用します。本項に定める共同利用に関する個人情報の管理責任者は特約店とします。

第8条【個人情報の開示・訂正・削除・利用中止】

- (1)加入者は、特約店および情報提供先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、特約店または各情報提供先に自己に関する個人情報の開示を請求する場合には、第10条(個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等の窓口)記載の窓口までご連絡下さい。開示請求手続きの詳細についてお答えします。
- (2)万一、特約店が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、特約店は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- (3)特約店は、加入者から個人情報の利用・提供の中止の申し出があった場合は、それ以降の利用、第三者への提供を中止する措置を講じます。

第9条【提供の任意性】

加入者による個人情報の提供は任意ですが、特約店は、加入者が個人情報の全部または一部の提供を希望しない場合および本約款の全部または一部に同意できない場合は、本サービスの利用をお断りすることがあります。

第10条【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等の窓口】

加入者の個人情報の開示・訂正・削除・利用の中止に関するお問い合わせや、その他のご意見の申出に関しましては、各特約店までお願いします。

株式会社SUBARU特約店

<https://www.subaru-finance.co.jp/company/privacy/destinationlist.html>

(個人情報提供先一覧をご覧ください)

第11条【反社会的勢力等の排除】

- (1)加入者は、本サービスの申し込み時において、自身が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、及びその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者(加入者が自然人である場合は、自身)が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約します。
- (2)加入者は、自ら又は第三者を利用して、本サービスに関して次の行為をしないことを約します。
 - ① 特約店及び加入者への本サービスの提供に関係する者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて特約店及び加入者への本サービスの提供に関係する者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条【本約款の改定】

- (1)特約店及びスバルファイナンス株式会社は以下の場合に、それぞれの裁量により、本約款を変更することができます。
 - ① 本約款の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2)特約店及びスバルファイナンス株式会社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をスバルファイナンス株式会社のホームページ(<https://www.subaru-finance.co.jp>)に掲示します。

第13条【合意管轄裁判所】

本サービスに関して、特約店と加入者、株式会社SUBARUと加入者又はスバルファイナンス株式会社と加入者との間で生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

[SUBARUお客様センター] SUBARUコール 0120-052215

受付時間 9:00~17:00(平日)。土日祝は9:00~12:00、13:00~17:00。

*平日の12:00~13:00及び土日祝日は各種インフォメーションサービスのみとなります。

SUBARU最新情報をインターネットで。

www.subaru.jp

g0530089
(2023.10~)